

難病医療費助成を受けているかたが利用できる制度のご案内

のご案内は、難病の特定医療費受給者証をお持ちのかたが利用できる障害福祉サービスです。
なお、各制度につきまして、所得・年齢・療養状況等の条件がございます。

詳細は**障害者支援課**へお問い合わせください。

日常生活用具の給付 精神障害福祉・難病係（03-5722-9369）

在宅での日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。給付を希望される場合は事前にご相談ください。所得によって費用負担があり、制限額を超えているかたは対象となりません。

※身体障害者手帳をお持ちのかたは、身体障害者相談係の担当が優先となります。

※★印の用具は、介護保険対象のかたは、介護保険の制度が優先となります。

- | | |
|----------|---------------|
| • 便器★ | • 体位変換器★ |
| • 特殊便器 | • 入浴補助用具★ |
| • 特殊マット★ | • 移動支援用具★ |
| • 訓練いす | • 移動用リフト★ |
| • 特殊寝台★ | • ネブライザー（吸入器） |
| • 特殊尿器★ | • 電気式たん吸引器 等 |

※この他に、「補装具の給付」および「住宅改修費」の給付もありますのでお問い合わせください。
ただし、日常生活用具の給付と同様に、介護保険対象のかた、身体障害者手帳をお持ちのかたは、それぞれの制度や担当が優先となります。

次の2制度は、別にお渡ししている「心身障害者福祉手当等のご案内」を併せてご覧ください。

☆心身障害者福祉手当（区の制度） 支援サービス係（03-5722-9846）

区の指定する難病等で医療費助成を受けているかたを対象に、月額 13,000 円（支払月 4・8・12 月）の手当を支給しております。

※次のいずれかに該当するかたは受給できません。

- 施設に入所しているかた
- 保護者が児童育成手当（障害手当）の支給を受けているかた
- 本人（20 歳未満の場合は保護者）の前年の所得が制限額を超えているかた
- 対象となる難病で医療費助成を受けた年齢が 65 歳以上の場合

☆福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成 支援サービス係（03-5722-9846）

※「福祉タクシー利用券」もしくは「自動車燃料費」のどちらか一方をお選びください。

※入院中または施設入所中のかたは対象外となります

○福祉タクシー利用券

区が契約したタクシー会社のタクシーに乗車できる利用券を、4 か月 1 万円分として、ご申請の時期から翌年 3 月分まで交付します。

○自動車燃料費

区の指定する難病等で医療費助成を受けているかたもしくは同居親族が保有する個人名義の車両の自動車燃料費（上限月額 2,500 円）を 4 か月毎に支給します。

請求及び支払い方法は、申請時にご説明いたします。

紙おむつ・おむつ代の支給 支援サービス係 (03-5722-9846)

区の指定する難病等で医療費助成を受けているかたで、3歳以上の常時ねたきりの状態または常時失禁状態にあるかたを対象に、紙おむつまたはおむつ代を支給しております。

※施設入所者及び高齢者紙おむつ支給対象者および生活保護受給者は対象になりません。

＜紙おむつの支給＞

テープ止型、はくパンツ型、尿とりパッド等から選択したものについて、1 か月 600 点 (6,000 円) を限度に毎月支給します。

＜おむつ代の支給＞

入院している病院において指定のおむつ使用が義務づけられており、紙おむつの支給が利用できないかたについては1 か月 6,000 円を限度におむつ代を支給します。

寝具乾燥消毒 支援サービス係 (03-5722-9846)

区の指定する難病等で医療費助成を受けているかたで、常時ねたきりの状態または常時失禁状態にあるかたを対象に、寝具乾燥消毒を行っています。

※施設入所者及び高齢者寝具乾燥消毒対象者は対象になりません。

障害者が、常時使用している寝具（掛布団・敷布団・毛布・マットレスのうち1回3枚まで）の水洗いを年1回、乾燥消毒を年6回の計7回行います。

重度身体障害者等非常通報システム 支援サービス係 (03-5722-9846)

区の指定する難病等で医療費助成を受けているかたで、18歳以上でひとり暮らしのかたを対象に、自宅内で急病などの緊急事態に陥ったとき、あらかじめ設置した通報装置のボタンを押すと、看護師または保健師の資格を持ったスタッフが 24 時間体制で対応する民間のコールセンターにつながり、緊急の場合には救急車の手配や親族への連絡を行います。

※費用は無料です。詳しくはお問い合わせください。

居宅介護（ホームヘルパーの派遣） 精神障害福祉・難病係 (03-5722-9369)

障害者総合支援法の対象となる難病のかたで、日常生活を営むのに支障があり、一人暮らし、または家族による介護が困難な場合などに、家事・介護などの支援をするためにホームヘルパーを派遣します。なお、所得に応じて費用負担があります。対象疾病などの詳細については、お問い合わせください。

※介護保険対象のかた、身体障害者手帳をお持ちのかたは、それぞれの制度や担当が優先となります。

上記制度は、**障害者支援課**が担当しています。

また、年度途中に制度が変更する場合がございます。詳細は各担当係へお問い合わせください。